

八丈町農業委員会

第1回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和4年4月25日(月)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和4年4月25日(月) 9:00~11:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：13名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正
会長職務代理者	13	伊勢崎 武二	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平	〃	9	菊池 寛
〃	3	加藤 純生	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利
〃	5	青木 保憲	〃	12	菊池 家司

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	浅沼 隆章	委員	5	菊池 睦男
〃	2	持丸 元一	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦	〃	7	金田 秀彦
〃	4	浅沼 幸友			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：3番 加藤 純生委員、4番 菊池 勝男委員

8. 議事

会議日程

1) 八丈町農地利用最適化推進委員委嘱式

2) 会長活動報告

3) 事務局長活動報告

1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

2) 議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）

3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）

4) 議案第4号 令和4年度八丈町農業委員会活動目標の決定について

9. 出席事務局職員：事務局長 大川 和彦、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、

事務局 坂井 俊介、小宮山 優、持丸 條

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：4名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹

八丈支庁産業課農務担当 主事 大道 紀子

島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

島しょ農林水産総合センター 主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第1回総会を開催いたします。

まずはじめに、今年度改選により、八丈町農地利用最適化推進委員になられた方の委嘱式を行います。

【八丈町農地利用最適化推進委員委嘱式】

事務局 ただいま、委嘱を行った推進委員ならびに農業委員のみなさまにおかれましては、これから3年間、どうぞよろしく願いいたします。

今年度より新しく委員になられた方を対象に、本日の総会後に農業委員会活動ならびに農地法についての説明会を行います。新任の委員の方以外でも、聞いていただいて結構ですので、よろしければご参加をお願いします。

議長 それでは、総会の方を進めてまいります。

本日の会議録署名委員ですが、3番委員・4番委員をお願いします。

次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。

令和4年4月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 677㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●ほか3名

譲渡人はいずれの方も島外におり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 ロベレニー・アシタバ

番号2① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 2,727㎡

番号2② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 1,067㎡、2筆合計 3,794㎡

権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が健康上の理由により、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 ロベレニー

番号3 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 1,307㎡、権利種別 3条有償移転

譲渡人 ●●●●

譲渡人は自身が勤め人であり就農・耕作できない状況であるため、農地を譲り渡す。

譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 野菜・イモ類

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

続いて番号3農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号3農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号3農地説明】

最後に許可要件について説明します。

番号1の●●●●さんは自営業を営んでおり、農地については、現在口ベが植えられております。農地取得後は休日を利用して、今ある口ベを奥さまと一緒に栽培していくとの事です。

また、明日葉も栽培していくとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。

下限面積についても、経営面積が1アールを超えている為、問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていきたいということです。

番号2の●●●●さんは、農業に従事しています。農地については、現在口ベが植えられており、取得後は引き続き口ベを栽培していくことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。下限面積についても、経営面積が1アールを超えている為、問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていきたいということです。

番号3の●●●●さんは、農業に従事しています。農地については、現在口ベが植えられていますが、開墾整地を行い野菜とイモ類を栽培していく計画となっており、全部効率利用・常時従事については問題ありません。下限面積についても、経営面積が1アールを超えている為、問題ありません。

地域との調和についても周囲の方と話し、調和した農業を行っていきたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、1番推進委員お願いします。

推委1番 現地を確認したところ、背の高い口ベがありました。畑は荒れている箇所もありますが、整備すれば問題ないと思いますので、よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、7番農業委員お願いします。

農委7番 推進委員、事務局と現地を確認しました。推進委員が述べたように、農地については荒れている部分もありますが、●●●●さんは重機等で開墾も可能かと思えますので、問題ないかと思われれます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、5番推進委員お願いします。

推委5番 譲渡人の●●●●さんについては、自営の仕事をしており、農業には従事しておらず、現在所有する農地を整理しているとのことです。譲受人の●●●●さんは以前より農業を行っておりますので、問題ないかと思われれます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号2農地について、9番農業委員お願いします。

農委9番 推進委員、事務局と現地の確認を行いました。推進員が説明したとおり、譲受人の●●●●さ

んは以前から農業を行っており、農地もロベが植えられていて、継続してロベを栽培していくとのことで、問題ないかと思われま。よろしくお願ひします。

議長 続いて、番号3農地について、7番推進委員お願ひします。

推委7番 農地については現状ロベが植えられており、平坦な土地となっております。
譲受人の●●●●さんは今回の農地のすぐ近くの畑も耕作しており、効率的に農業できるという観点からも問題ないかと思われま。よろしくお願ひします。

議長 続いて、番号3農地について、12番農業委員お願ひします。

農委12番 推進委員、事務局と現地確認を行いました。ロベが植わってますが、今後は開墾し野菜やイモ類を栽培していくとのことで問題ないかと思われま。よろしくお願ひします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等がございますか。
…無いようでしたら第1号議案を許可相当と決するにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可することと決しました。

議長 続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）を上程いたします。事務局説明願ひます。

事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和4年4月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1① 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 537㎡

番号1② 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 6,547㎡、2筆合計 7,084㎡

内容は2筆ともに新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ロベレニー、期間 1年間、賃借料は、無償となります。

利用期間は、1年間と短く設定していますが、期間終了後、長期間での更新も予定していると伺っています。

番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 43,064㎡の内13,240㎡、内容は更新となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 観葉植物・ロベレニー

期間 10年間、賃借料は年76,130円となります。

番号3 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 43,064㎡の内3,350㎡、内容は更新となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ユーカリ

期間 10年間、賃借料は年60,300円となります。

番号4 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 43,064㎡の内3,350㎡、内容は更新となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ユーカリ

期間 10年間、賃借料は年60,300円となります。

番号5 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 43,064㎡の内3,300㎡、内容は更新となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 ユーカリ

期間 10年間、賃借料は年59,400円となります。

なお、番号2から番号5農地は、同一の農地を分割して利用権の設定を行います。

番号6 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 1,806㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 レザーファン、期間 15年間、賃借料は無償となります。

この農地は、相続手続き中であり完了次第、利用権の合意解約を行い所有権移転を行う予定となっています。

番号7① 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 3,338㎡

番号7② 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、

面積 709㎡

番号7③ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、

面積 257㎡

番号7④ 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 山林、農振区分 農用内、

面積 709㎡、4筆合計 5,013㎡、内容は4筆とも新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 ●●●●

利用目的 観葉植物

期間 5年間、賃借料は年100,000円となります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

続いて番号3農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号3農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号3農地説明】

続いて番号4農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号4農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号4農地説明】

続いて番号5農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号5農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号5農地説明】

続いて番号6農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号6農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号6農地説明】

続いて番号7農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号7農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号7農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1の●●●●さんは認定新規就農者ですので、全部効率利用・常

時従事については問題ありません。農地についてはロベレニーがすでに植わっており、引き続き栽培していく計画となっております。

番号2の●●●●は、農地所有適格法人であるので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、利用権設定の更新ということで、引き続きロベレニーや観葉植物の栽培を行うとの事です。

番号3の●●●●さんは、認定農業者ですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、利用権設定の更新ということで、引き続きユーカーリを栽培するとの事です。

番号4の●●●●さんは認定農業者ですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、こちらも利用権設定の更新ということで、引き続きユーカーリを栽培するとの事です。

番号5の●●●●さんは認定農業者ですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については番号3・番号4と同様にこちらも利用権設定の更新ということで、引き続きユーカーリを栽培するとの事です。

番号6の●●●●さんは、認定新規就農者ですので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、先ほども説明したとおり、相続手続き中の農地ではありますが、相続完了しだい利用権の合意解約を行い、所有権移転を行う計画となっております。所有権移転後に、施設整備を行い、レザーファンを栽培する計画となっております。

番号7の●●●●は、番号2で説明したとおり、農地所有適格法人であるので、全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、現在整備されており、今後は赤インチ等の観葉植物を栽培していく計画となっております。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、1番推進委員お願いします。

推委1番 現地を確認したところ、都道からかなり遠く道も悪路となっておりますが、農地自体はとてもよく斜面にきれいにロベが植えられており、引き続き栽培していくとのことで問題ないと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、7番農業委員お願いします。

農委7番 推進委員、事務局と現地を確認しました。1番推進委員が説明したとおり、きれいな状態でロベが植えられており、利用権設定を受ける●●●●さんも頑張ってロベを切っている若手農業者ですので問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号2・3・4・5農地について、5番推進委員お願いします。

推委5番 事務局の説明どおり、利用権設定の更新ということで問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号2・3・4・5農地について、9番農業委員お願いします。

農委9番 推進委員、事務局からも説明があったように、利用権設定の更新であります。農地もきれいに使われておりますので、問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号6・7農地について、7番推進委員お願いします。

推委7番 番号6・7農地はどちらも平坦できれいに整備されておりました。番号6農地については、事務局からの説明どおり、将来的に購入を考えての利用権設定ということで、利用権設定を受ける●●●●さんの自宅からもすぐの場所ですので問題ないかと思われます。番号7農地についても、現在きれいに整備された状態であり、今後観葉植物を栽培していくとのことですので問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号6・7農地について、12番農業委員お願いします。

農委12番 推進委員、事務局と現地を確認しました。推進委員、事務局からの説明があったとおりで問題ないかと思われます。よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第2号議案を承認することにご異議ございませんか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については承認といたします。

議長 続いて、議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）を上程いたします。事務局説明願います。

事務局 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（所有権移転）
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和4年4月25日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1① 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 10,716㎡

番号1② 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 327㎡

番号1③ 農地の所在 大字●●●●番、登記 田、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 1,949㎡

番号1④ 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 5,866㎡、4筆合計 18,858㎡
所有権を移転する者 ●●●●
所有権の移転を受ける者 ●●●●
利用目的 レモン、売買価格 500,000円
移転の時期 令和4年5月10日、支払方法 現金払い、支払期限 令和4年5月1日

番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 5,312㎡
所有権を移転する者 ●●●●
所有権の移転を受ける者 ●●●●
利用目的 レモン、売買価格 4,800,000円
移転の時期 令和4年9月1日、支払方法 口座振込、支払期限 令和4年8月31日

番号3 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 2,219㎡
所有権を移転する者 ●●●●
所有権の移転を受ける者 ●●●●
利用目的 ルスカス・レモン、売買価格 2,000,000円
移転の時期 令和4年9月1日、支払方法 口座振込、支払期限 令和4年8月31日

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

続いて番号3農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号3農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号3農地説明】

番号1農地の●●●●さんは全部効率利用、常時従事については認定農業者ですので、問題ありません。番号1①農地は、すでにレモンが栽培されており、引き続きレモンの栽培。番号1②農地から番号1④農地は、農地の整備を行い、レモンの栽培をしていく計画となっています。番号2・3農地の●●●●さんは、八丈町農業担い手育成研修センターの研修生であり、認定新規就農者ですので、全部効率利用・常時従事について問題ありません。番号2農地は既に施設があり、農地取得後は継続してレモンを栽培していく計画となっています。

番号3農地は現在荒れている状態ですが、農地の創出・再生支援事業により農地整備、施設整備を行い、ルスカス・レモンの栽培を行う計画となっています。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、5番推進委員お願いします。

推委5番 議案第1号でも説明したとおり、所有権を移転する●●●●さんについては現在所有する農地を整理しているとのことで、その農地を利用して所有権移転を受ける●●●●さんが今後レモンを栽培していくとのことです。問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号1農地について、9番農業委員お願いします。

農委9番 所有権移転を受ける●●●●さんはレモンの栽培をされており、今回所有権移転を受ける農地でレモン栽培を行っていくとのことで問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号2・3農地について、7番推進委員お願いします。

推委7番 番号2農地については事務局から説明がありましたように、所有権移転をする●●●●さんのお父さまが管理していた鉄骨ハウスがあります。そのお父さまが亡くなられて、継いで使う人がいなくなり、今回所有権移転を受ける●●●●さんが使用するとのことです。鉄骨ハウスは建ててから年数は経過しておりますが十分に使用できますので問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

番号3農地については事務局からの説明のとおり、荒れている状況ですが、重機等により開墾すれば耕作できると思いますので、問題ないかと思われます。よろしくお願いします。

議長 続いて、番号2・3農地について、12番農業委員お願いします。

農委12番 推進委員、事務局と現地を確認しました。

所有権の移転を受ける●●●●さんは事務局からの説明があったように研修センターの研修生であり、認定新規就農者でもあります。今後期待する若手農業者であり、問題ないかと思われますので、よろしくお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、他に質問や意見等はございますか。…無いようでしたら第3号議案を承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については承認といたします。

議長 続いて、議案第4号令和4年度八丈町農業委員会活動目標の決定についてを上程いたします。

事務局説明願います。

事務局 議案第4号 令和4年度八丈町農業委員会活動目標について、上記議案を提出する。

令和4年4月25日 八丈町農業委員会 会長 沖山慶孝

別紙のとおり、本件については、令和4年度八丈町農業委員会の活動目標とするために提出する。

資料1ページ目の令和4年度八丈町農業委員会活動目標（案）をご覧ください。

例年設定いたしております農業委員会活動目標について、本年も目標案を作成させていただきました。目標設定するにあたり、大元のガイドラインとなるのが、2ページから6ページにあります東京都農業会議がとりまとめた、令和4年度農業委員会活動推進要領および農業委員会活動の積極的推進に関する決議となります。この推進要領に沿った活動目標の設定が望ましいと思いますので、八丈町農業委員会活動そのものが、この推進要領に沿った形であることをご承知いただければと思います。

それでは活動目標案について説明いたしますので、1ページ目にお戻りください。

令和4年度八丈町農業委員会活動目標（案）

重点目標1、農地パトロールを積極的に実施し、農地の利用促進を図る。

具体的な内容については、①～③のとおり、農地パトロールの実施や農地流動化の促進、各種制度の周知推進になります。今年度は以前からお話があがっております『八丈町農地仲介制度』が本格的に実施されることにより、農地流動化のより一層の活性化が期待されております。

主担当委員は農地流動化担当になります。

続いて重点目標2、共撰共販体制の確立。具体的な内容については、①～③のとおり現状の共撰共販体制の利点・問題点の確認やそれらを踏まえての農協への共撰共販体制改善の提案、共撰共販促進に向けたPRとなります。主担当委員は共撰担当になります。

重点目標3、担い手確保にむけて、指導等に積極的に協力するのととも地域農業の理解を深める活動を行う。具体的な内容については、①～⑥のとおり、研修センターへの協力、担い手との情報交換、就農希望者の受入れ、簿記管理等担い手への経営指導、田植えイベント、学校教育への協力、農業者年金への加入促進となり、主担当委員は担い手担当、農業者年金担当になります。

重点目標4、農業委員会組織として、的確な情報収集と把握及び整理を行い、必要に応じて行政機関に意見を述べる。具体的な内容については①～③のとおり、座談会の内容等の検討及び開催、意向調査回答の意向（意見）の収集分析、関係行政機関等への意見の提出となり、主担当委員は座談会担当になります。

重点目標5、農業・農地の諸制度および情勢等の的確な情報提供・発信を行う。具体的な内容については、①～③のとおり農業委員会だより、農業委員会ホームページの編集、収入保険制度など農業経営支援制度の周知となり、主担当委員は農業委員会だより編集担当になります。

重点目標6、新品種の産地化にむけて、情報収集と各農家への情報提供に努める。具体的な内容については、①、②のとおり先進地視察を実施し各農家へ情報提供する、新種苗の研究を各機関に要請・協力するとなり、主担当委員は視察担当になります。

新型コロナウイルス感染症拡大がまだ終息を迎えていないこともありますので、人が密になる

恐れのある「座談会」、「先進地視察」におきましては、昨年度に引き続き今年度も、今後の状況も踏まえながら、検討していきたいと思えます。

議長 説明が終わりました。本件についてご質問ご意見などございますか。
…無いようでしたら第4号議案をを原案どおり決定することにご異議ございますか。
《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第4号については原案どおり決定することに決めます。